



ALPS

ECONOMY

>>> 家庭経済

習うより慣れよ。iDeCoを活用した資産形成入門 V V 第1回

iDeCoって何？

iDeCoの基礎知識

日本ではこれまで「お金」や「資産運用」について口にするのを憚る空気がありました。しかし、お金に関する正しい知識は、皆さんの資産を増やしたり、守ったりすることにつながります。これから4回にわたりiDeCoを活用した資産運用について解説していきますので、資産形成・資産管理にお役立ていただけましたら幸いです。

iDeCoとは？

そもそもiDeCo（イデコ）という名前をお聞きになったことはありませんでしょうか？ iDeCoは正式名称を「個人型確定拠出年金制度」といい、確定拠出年金法で定められた「自分で自分の老後資産を作っていく制度」の愛称です。

現在の高齢者の収入の柱は公的年金です。いくら長生きしても受け取り続けることができる終身年金であり、マクロ経済スライドなど一段と進む少子高齢化への対策も織り込み済みです。ですから、今後頼れる存在であることに間違いはありません。

ただ、公的年金だけで暮らせるかというと、ちよつと値の張る美味しい物を食べるとか、旅行で楽しむといった費用までは賄えないというのが現実です。iDeCoは、そんな老後の暮らしを少し豊かにする、つまり公的年金を補完する年金資金を作るための制度です。

iDeCoの基本、お金を積み立て、受け取るまで

iDeCoは、国の年金である国民年金保険料を払っている人が加入することができます。毎月掛金を積み立て（①）、その掛金を運用し（②）、その運用益（損）を含めた資産を60歳以降に受け取り（③）ます【図表1】。受取額は自分が運用した結果によって異なるというのが、この制度の大きな特徴です。税制上の恩恵を積み立て・運用・受け取りの各局面でつけて、国としても現役時代から自らコツコツと老後資金を作るアクションを応援しています。

iDeCoは公的年金の上乗せですから、公的年金が国民年金だけのフリーランス



確定拠出年金アナリスト
大江 加代

【おおえ・かよ】大手証券会社にて22年間勤務、一貫して「サラリーマンの資産形成」に携わり企業や官公庁での講演多数。確定拠出年金には制度スタート前から関わり、現在もiDeCoや企業型確定拠出年金に関する情報発信を積極的に行っている。株式会社オフィス・リベルタス代表取締役。

【図表2】職業ごとの積立上限額

職業	積立上限額
フリーランス/自営業	月額6.8万円
企業年金のない会社にお勤めの会社員	月額2.3万円
企業型確定拠出年金のみある会社にお勤めの会社員 ^{*1}	月額2万円
公務員・確定給付企業年金のある会社にお勤めの会社員 ^{*1}	月額1.2万円 ^{*2}

^{*1} 企業型確定拠出年金の掛け金との合算による上限の制約もある

^{*2} 令和6年12月から2万円に引上げ

や自営業の方は積立上限が月額6万8千円と高く、厚生年金やそれ以外にも勤め先の年金が充実している会社員や公務員の方は、月額1万2千円と低くなっています（令和6年12月から2万円に引上げ）。積み立て額は月額5千円から千円単位で上限までの範囲で設定することができます。iDeCoで行う「運用」とは、用意されている預金や投資信託といった金融商品を1つまたは複数選んで、自分が積み立てるお金をどこにどれだけ預け入れるかを指定することをいいます。また、いったん決めた商品の選択は、スマホなどからいつでも手軽に変更することができます。

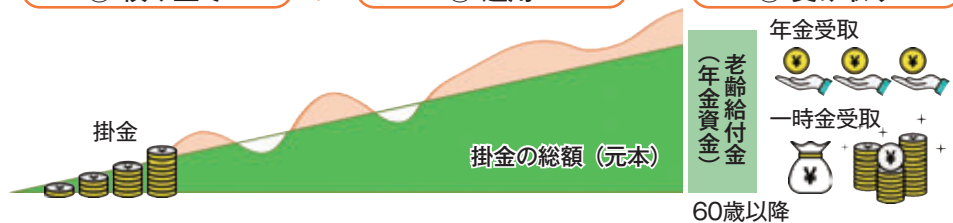


【図表1】iDeCoのしくみ

① 積み立て

② 運用

③ 受け取り



【図表3】掛金ごとの税負担軽減額概算

課税所得	税率		掛金別の所得税と住民税軽減金額	
	所得税	住民税	月額5000円 (年間6万円)	月額1万2000円 (年間14万4000円)
195万円以下	5%	10%	9000円	2万1600円
195万円超～ 330万円以下	10%		1万2000円	2万8800円
330万円超～ 695万円以下	20%		1万8000円	4万3200円
695万円超～ 900万円以下	23%		1万9800円	4万7520円
900万円超～1800万円以下	33%		2万5800円	6万1920円
1800万円超～4000万円以下	40%		3万円	7万2000円
4000万円超	45%		3万3000円	7万9200円

※上記の試算は復興特別所得税は考慮していません

選択肢となる金融商品は、みなさんが契約する金融機関によって異なります。それぞれの金融機関が老後資産形成に向いている商品を選定しており、預金や投資信託といった約20種類くらいの金融商品がラインナップされていることが多いです。

投資信託という金融商品については第3回で詳しく解説しますが、簡単にいえば、価格が常に変動し、元本が保証されていない金融商品です。ですから、iDeCoで運用商品として投資信託を選ぶと、長期的には高いリターンが得られるかもしれませんが、時には元本割れすることもあります。そういった価格変動は嫌だという方は、元本が常に保証されている定期預金だけで運用

iDeCoの税メリット

iDeCoは 積立・運用・受取の3つの段階で税制上の恩恵を受けながら老後資金を積み立てていくことができる制度です。なかでも、加入されているみなさんがメリットとしてあげるのが「掛金が全額所得控除」されるというメリットです。老後資金を貯めるために積立している間、所得税と住民税が軽減されます。積立中は、「老後資金が貯まる上に税負担が減る」というダブルメリットがあります。

どれくらい税負担が軽減されるかというと、例えば課税所得で350万円の方が毎

することも可能です。預金も運用対象商品にあるという点は、NISAやつみたてNISAにはない安心感かもしれません。

受け取りは、原則60歳以降74歳11か月までの間のご自身の好きなタイミングに受け取り開始ができます。老後資金を作るための制度なので、高度の障害や死亡といった特別な事情に該当しない限りは60歳前に受け取することはできません。若い方はこの点を意識してiDeCoの積立額を決定する必要があります。

受け取り方法はまとめて「一時金」または、分割して「年金」といった方法で受け取ります。ただし、ご本人がお亡くなりになってしまった場合に遺族の方にお支払いする際は、一時金でお支払いすることになります。

月1万2千円をiDeCoに積み立てをしたとすると、年間14万4千円が課税所得から控除されることによって、所得税と住民税合わせて年間で約4万3200円の税負担が軽減されます。年末調整で戻ってくるお金が5万円近く増えると思像すると、そのメリットの大きさを実感していただけると思います。再任用(再雇用)含めて65歳まで働き続けたとすると65歳まで積み立てを継続することができずから、現在40歳の方であればこれから最大25年間もこのメリットを享受することができます。その額、累計で108万円にもなります。そして、年収が上がり所得税率が上がれば負担軽減額はさらに大きくなります【図表3】。

老後資産形成としてよく使われている民間の個人年金保険も掛金の所得控除が可能です。こちらは控除できる額に上限があります。ですから、月1万円、年間で12万円の保険料を支払ったとしても所得税で4万円、住民税は2万8千円(2012年以降の契約の場合)までしか控除できませんから、同額をiDeCoに積立した時よりも税の負担軽減効果は当然小さくなります。iDeCoの全額所得控除のメリットがいかに魅力的かお分かりいただけたでしょうか。

なお、所得税や住民税を支払っていない専業主婦(夫)の方は、この積立期間中のメリットを受けることができません。ただし、小さいお子様がいらっしゃる世帯であれば保育料などによってメリットを享受できる

かもしれません。保育料を算定する世帯所得は両親の所得の合算ですが、医療費控除などと同様にiDeCoの積立額は全額をその対象所得から差し引くことができます。ですから、iDeCoを積み立てることで適用される料金テーブルが変わって保育料が下がったり、場合によっては保育園入園の優先順位が高くなったりする可能性があります。

さて、ここまで積み立て時の税メリットについてお話してきましたが、次は運用時の税メリットです。**運用益は通常、利益の20・315%が税金として徴収されますが、iDeCoは非課税です。**現在、iDeCoに加入されていて投資信託を運用商品として選択されている方は2021年3月末現在では5%以上の利回りに回っている方が珍しくありませんから、先ほどの40歳から65歳までの25年間で、毎月1万2千円で年率5%の運用ができたとなると利益部分だけで220万円となりますから、通常はその中から約50万円の税金が取られます。それがiDeCoの場合は非課税なので差し引かれません。運用益が大きくなるほど、非課税メリットは大きくなるといえます。

受け取るときはさすがに課税なのですが、一時金で受け取れば退職所得控除、年金で受け取れば公的年金等控除という一定額までは税金がかからない枠があり、それを超えた部分だけが課税されます。留意点は、iDeCo以外にも退職一時金や年金の受け取りがある場合、これらを合算した額に

対して控除が適用されるということです。

特に、一時金はiDeCoを一時金で受け取る年だけではなく、前年以前19年間に受け取った退職一時金も合算の対象ですから要注意です。定年時の退職一時金が多い方は、iDeCoも一時金で受け取ってしまうとその全額が課税対象になってしまう可能性が高いので、年金での受け取りを検討すると良いと思います。

さらに、年金の受け取り開始もiDeCoは65歳から5年、公的年金は繰り下げて70歳からといったように受け取り時期をずらすことも、節税と老齢期の年金受取額を手厚くする方法として一考に値します。

iDeCoは受け取り時期や方法を自分で自由に決められますので、60歳が近づいたら、「いつ何をどのように受け取るのが良さそうか」、退職一時金や公的年金と合わせて自分にとってのベストプランを検討しておくといでしょう。

投資信託デビューにiDeCoが向いている理由

さて、iDeCoの魅力を色々と紹介してまいりましたが、私は投資信託デビューをする制度としてもおススメしています。その理由は3つあります。

① 対象商品が厳選されている

法令で各金融機関が専門的知見をもって老後資産形成に適した商品を選定するよう定められています。投資信託については、

日本で販売されている投資信託のうち約1割だけがiDeCoの対象商品としてラインナップされています。

② 少額の積み立て投資であること

投資についてはYouTubeや本でいくら学んでも、実際に経験しないと理解できないことが山のようにあります。私もそうですが、多くの方が時には失敗しながら自分なりの運用スタイルを身に付けていくのです。失敗しても少額であれば取り返しがつき

ます。積み立て投資の良いところは、手間がかからないだけでなく、自らが何もしくなくても、毎月定額を買い付けしてくれるので、高いときに少なく、安いときに多く買うことになりやすくなります。結果としてトータルの買付けコストが下がり、利益が出やすくなります。

③ 長期運用になりやすいこと

60歳まで引出しができないため、無駄な売買を行うことなく長期の運用を行うこととなります。幅広い対象に分散投資すれば「長期」「積立」「分散」を実践できますから良いパフォーマンスが期待できます。

将来退職金などを少しは運用しようなどと考えている方は、現役のうちにiDeCoで投資デビューをして経験を積みながら「運用」について学び、自分に合った運用スタイルを確立しておくことをおススメします。老後に備えるためにまとまったお金を準備するのであれば、ぜひiDeCoを活用してみませんか。次回は、iDeCoのはじめ方について解説します。